

答申第 601 号

平成 27 年 2 月 18 日

神奈川県教育委員会

委員長 具志堅 幸司 殿

神奈川県情報公開審査会

会長 西谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成 25 年 11 月 26 日付けで諮問された教育委員会事務局メモ等不存在の件  
（その 2）（諮問第 655 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、事務局メモを存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。

## 2 異議申立てに至る経過

- (1) 異議申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成25年10月18日付けで、神奈川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に対して、特定日（以下「本件依頼日」という。）に再考を依頼した高校の校長に対し、特定の幹部職員（以下「本件幹部」という。）及び事務局が読み上げた原稿及び内容の分かる資料、文書及び事務局メモ（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、県教育委員会は、平成25年10月31日付けで、本件行政文書は存在しないとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、平成25年11月5日付けで、県教育委員会に対し、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるという趣旨の異議申立てを行った。

## 3 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) 翌年度の県立高校の教科書採択に関わり、特定教科書（以下「本件教科書」という。）を希望していた高校（以下「本件高校」という。）の校長が本件依頼日に集められ、実施機関から本件教科書を変更するよう求められた。
- (2) 実施機関は、校長に対して、「再考依頼」と言いつつ、「本件教科書を変更しない場合、校名が公表されれば、場合によっては街宣車などがきて学校が混乱する等の外部からの圧力があるかもしれない」という「脅迫」とも言える説明がなされ、学校での混乱を招いた。
- (3) 実施機関は、報告された各県立高校の特定科目の選定希望教科書を、本件依頼日に本件教科書を希望していた本件高校の校長に「他社の教科書」に強

制的に変更するよう指示をした。

- (4) 本件高校で、本件教科書が強制的にどのような変更がなされたのかが大きな問題となっている。
- (5) 本件依頼日の「再考」を依頼した校長に対する本件行政文書は、すでに終了した事案の情報であり、条例第5条第3号の趣旨、要件、規定に基づき、公開されるべき対象と考える。
- (6) また、ある高校の職員からの話として、「校長が職員会議で、読み上げ原稿は高校教育指導課長が教育長まで決裁をとったと話をしていた。」と聞いた。そのため、文書があるはずと考える。

#### 4 実施機関（教育局指導部高校教育指導課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件処分を行った理由は、次のとおりである。

##### (1) 高校教科書選定のしくみについて

- ア 4月下旬の県教育委員会会議において、次年度の「使用教科用図書採択方針」を決定する。
- イ 事務局において「採択手続要領」などの細目を定めて、4月下旬から5月中旬にかけて実施する教育課程説明会において校長、副校長・教頭、総括教諭に通知・説明する。
- ウ 各高校では、7月上旬までに各教科担当が、教科用図書目録に掲載された複数の教科用図書の中から、学校目標や生徒の実情に照らして2～3の候補に絞り込んだ上、最終的に一つの候補を選ぶ。それを、校長を議長とする校内の教科書選定会議に諮ったうえで、最終的には校長が使用希望する教科用図書を選定する。
- エ 各高校から教科書選定システム（以下「本件システム」という。）へ入力された使用希望教科書一覧は、高校教育指導課の指導主事（以下「本件指導主事」という。）が、入力漏れや誤りがないか、選定理由が十分に入力されているか、などをチェックし（あれば、修正入力を求める。修正入力すると以前の情報は上書きされる。）、8月上旬に本件指導主事や校長の代表等で再度チェックした上で、8月下旬に開催される県教育委員会会議に付議する。この委員会で最終的に県として、各県立高校で次年度使用

する教科用図書を採択する。

オ 各高校から本件システムへ入力する以外に、各高校から文書を提出させることはない。

カ 採択した教科書は、9月中旬に、需要数を文部科学省に報告することとなっている。

(2) 本件依頼日の説明に至る経緯について

ア 本件教科書の採択については、「慎重に行っていただきたい」という請願（以下「本件請願」という。）が県教育委員会に提出され、特定日開催の教育委員会会議（以下「本件会議」という。）に付議した。

イ この請願は、慎重に審議する必要があることから、継続審議となった。

ウ 本件会議後に実施した県教育委員会の委員協議会（以下「本件協議会」という。）で、本件請願について委員が意見交換を行ったところ、本件教科書の記述内容の一部に、神奈川県のお考え方や取組と相いれない部分があることを危惧する発言があった。

エ こうした発言を受けて、実施機関では、本件教科書が採択されない可能性もあると判断した。

オ 仮に、8月下旬の県教育委員会会議で本件教科書が不採択になった場合、（ア）学校使用希望教科書を提出してから約1か月後に突然採択されないということになれば、学校としては大変混乱することが予想された。

（イ）また、これまでの実施機関と校長との信頼関係もあることから、採択されない可能性があるならば、少しでも早く伝えて欲しかったと考える校長もいると思う。そういう意味で、県教育委員会と学校との信頼関係が損なわれてしまう心配もあった。

（ウ）さらに、不採択になった場合は、学校の中で改めて使用希望教科書を選定し直す必要があるので、日程的に厳しいことも心配した。

カ こうしたことから、本件協議会の翌日朝に、本件幹部を含む県教育委員会の幹部職員の間で打合せをし、実施機関として、本件高校に対し再考を依頼することとした。

キ 同日、全校長を集めた会議が開催されていたことから、その会議終了後、本件高校の校長に対し、本件幹部が赴き、再考を依頼した。当日朝、本

件幹部自らも出席した打合せで決めたことなので、読み上げ原稿等は作成していない。

(3) 本件依頼日の説明内容について

ア 「本件教科書を変更しない場合、校名が公表されれば、場合によっては街宣車などがきて学校が混乱する等の外部からの圧力があるかもしれない」と説明がなされたと、異議申立人が述べていたり、新聞報道されているが、これは事実ではない。

イ 8月下旬開催の県教育委員会会議で、このような発言はしていないことを説明した。このことは議事録に残り、ホームページで公表されている。これで十分と判断し、新聞社へは抗議していない。

(4) 本件行政文書について

前記(2)キで説明したとおり、読み上げ原稿は作成していないことから、本件依頼日に再考を依頼した本件高校の校長に対し、本件幹部及び事務局が読み上げた原稿及び内容の分かる資料、文書及び事務局メモは、不存在である。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は異議申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて、次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

ア 特定年の教科書選定手続は、提出期限日に至るまでは例年通りの手続で進められていたが、本件協議会での質疑を契機に、翌日、本件幹部を含む県教育委員会の幹部職員の間で、本件教科書の使用申請が拒否されるおそれがあるとして、本件幹部が、本件高校に対し、再考を依頼することとしたと認められる。

イ 本件幹部は、本件依頼日に、その旨を本件高校の校長に伝達したが、その内容は、当日朝、本件幹部も参加した幹部職員間の話合いで決まった

ことであり、発言内容についてメモを作るまでもなく幹部職員間で共有されていたものであったため、本件幹部は、再考依頼のための読み上げ原稿等を用意することなく、本件高校の校長に向けて口頭で再考を依頼したと認められる。

ウ 前記ア及びイで確認したとおり、教科書の再考を依頼するという簡易な内容であり、当該内容を幹部職員で共有していたという経緯から見て、実施機関の、本件対象文書を作成していないとの説明は、不合理とまでは言えない。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 25 年 11 月 26 日	○ 諮問
12 月 3 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
12 月 20 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
平成 26 年 1 月 9 日	○ 異議申立人に非公開等理由説明書を送付
2 月 3 日	○ 異議申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
10 月 23 日 (第 142 回部会)	○ 審議
11 月 13 日	○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等 理由説明を聴取
11 月 18 日	○ 指名委員により異議申立人から意見を聴取
11 月 27 日 (第 143 回部会)	○ 審議
12 月 25 日 (第 144 回部会)	○ 審議
平成 27 年 1 月 22 日 (第 145 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
相 川 忠 夫	関東学院大学大学院教授	部 会 員
入 江 直 子	神 奈 川 大 学 教 授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	会 長 職 務 代 理 者
沢 藤 達 夫	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
西 谷 剛	元 國 學 院 大 学 法 科 大 学 院 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )
東 玲 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	部 会 員

(平成 27 年 2 月 18 日現在) (五十音順)